

(案)

監視制御システムにおける帯域確保型イーサネットサービス提供業務契約書

奈良県広域水道企業団（以下「甲」という。）と【 受 注 者 】（以下「乙」という。）は奈良県広域水道企業団の監視制御システムで利用する電気通信の役務提供業務について、令和 年 月 日実施の契約約款（以下「約款」という。）に基づき、次の条項により契約を締結する。

（業務）

第1条 乙は、この契約の条項に基づき甲の奈良県広域水道企業団の監視制御システムで利用する電気通信役務（以下「本サービス」という。）を提供し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第2条 本契約の契約金額は下記のとおりとする。

契約金額	円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額 金 円を含む。）	

内訳（各会計年度における支払額）

令和8年度	0円	
（うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額 金 0円を含む。）		
令和9年度	0円	
（うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額 金 0円を含む。）		
令和10年度	0円	
（うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額 金 0円を含む。）		
令和11年度	円	
（うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額 金 円を含む。）		
令和12年度	円	
（うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額 金 円を含む。）		
令和13年度	円	
（うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額 金 円を含む。）		
令和14年度	円	
（うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額 金 円を含む。）		
令和15年度	円	
（うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額 金 円を含む。）		

（契約期間）

第3条 契約期間は契約締結日から令和16年3月31日までとする。ただし、契約締結日から令和11年3月31日までは準備期間とする。

(案)

(契約の要領)

第4条 この契約の要領は仕様書および下記のとおりとする。

- (1) 履行場所は仕様書におけるサービス提供対象拠点とする。
- (2) この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- (3) この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- (4) この契約に規定する金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- (5) この契約書は、日本国の法令に準拠するものとする。
- (6) この契約に係る訴訟については、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約保証金)

第5条 乙は、契約締結までに契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、乙が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (1) 保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者。なお、その保険証券を甲に寄託しなければならない。
- (2) 過去に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるもの。

2 前項の契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券。
- (2) 銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証を証する書面。

3 契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、契約の履行後これを当該納付者に還付する。ただし、甲は乙の目的物の種類又は品質に関する担保義務の終了までその全部又は一部を留保することができる。

4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、甲は保証の額の増額を請求することができ、乙は保証額の減額を請求することができる。

(権利義務譲渡の禁止)

第6条 乙は、この契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を受けた場合は、この限りではない。

(一括再委託等の禁止)

第7条 乙は、本サービスの提供の全部又は主体部分を一括して第三者に再委託し、又は再

(案)

委任してはならない。

- 2 乙は、本サービスの提供の一部を第三者に再委託し、又は再委任しようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。この場合において乙は、甲から再委託先に関する情報の提供を求められた場合には、速やかにこれに応じるものとする。
- 3 乙は、前項に基づき再委託する場合は、再委託先に対し、この契約に定める乙の義務と同等の義務を遵守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、乙はその一切の責任を負うものとする。

(機密を守る義務)

第8条 甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約に関する事項および、この契約の履行に当たって知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。契約期間終了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。ただし、法律、条例等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続きにより開示する場合はこの限りではない。

(仕様書不適合の場合の補正義務)

第9条 乙の本サービスが仕様書に適合しない場合において、甲がその補正を要求したときは、乙はこれに従わなければならない。この場合において、乙は契約金額の増額又は契約期間の延長を求めることはできない。

(一般的損害)

- 第10条 本サービスの提供開始前に生じた損害は、乙がその費用を負担する。ただし、甲の責めに帰すべき事由による損害については、この限りでない。
- 2 乙は、本サービスの提供について第三者に損害を及ぼしたときは、甲の責めに帰すべき事由による場合のほか、その賠償の責めを負わなければならない。

(本サービスの停止)

- 第11条 乙は、本サービスが常時正常な状態で、十分に機能する状態を保つように保守、点検及び整備を行うものとし、本サービスが停止したときは、速やかに修繕し修復を行うものとする。
- 2 乙は、本サービスの停止が長期間になる場合は、甲の求めにより乙の負担において、直ちに代替措置を講ずることとする。
 - 3 前2項に関する費用は、乙の責めに帰すべき事由による場合は乙の負担とし、甲の責めに帰すべき事由による場合は甲の負担とする。当事者のいずれの責めにも帰することのできない事由の場合は第18条の規定による。

(月額回線利用料の支払い)

(案)

第12条 乙は、当該月において利用可能な状態にある通信回線の数量に応じ、月額回線利用料として、別紙の単価表に基づき第13条の規定により算定した金額の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、支払い請求書を受取した日から30日以内に月額回線利用料を乙に支払うものとする。

(月額回線利用料の計算)

第13条 月額回線利用料は、別紙の単価表に定める区分ごとの単価に、接続実績のある通信回線の数量を乗じた額をもって算定する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該回線の月額回線利用料を、利用日数に応じて日割計算するものとする。

(1) 暦月の初日以外の日に関線又は端末設備の提供を開始したとき。

(2) 暦月の初日以外の日に関約の解除又は端末設備の廃止があったとき。

(3) 暦月の初日に提供を開始し、同日に関約の解除又は端末設備の廃止があったとき。

(4) 暦月の初日以外の日に関サービスの帯域変更等により月額回線利用料が増加又は減少したとき。この場合、増額又は減額後の単価は、その発生した日から適用する。

3 前項の日割計算は、当該月の暦日数により行う。

4 月額回線利用料その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(サービス品質保証制度における返還料金)

第14条 乙は、本サービスの提供状況が、仕様書に定めるサービス品質保証制度(以下「SLA」という。)の基準を下回る状態が発生した場合は、乙はそれぞれの返還料金に基づき算出した金額の合計(以下「SLA 料金」という。)を甲に対して返還しなければならない。

2 乙は、前項の規定により SLA 料金を返還するときは、次の各号のいずれかによるものとする。

(1) 月額回線利用料から SLA 料金を控除して請求することによる返還。

(2) 甲の請求により乙が SLA 料金を支払うことによる返還。

3 乙は、前項第2号の規定による請求があったときは、乙が定める約款に基づき SLA 料金を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第15条 甲は、仕様書に定める回線の規格、性能、機能等に不適合、不完全その他契約内容に適合しないものがあるときは、法令又はこの契約で別に定めがある場合を除き、本サービスの提供期間中、乙に対して、その瑕疵の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求(以下この条において「請求等」という。)することができる。

(案)

る。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 甲が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 甲は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 甲は、本サービスの提供開始の際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求を行うことができない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

- 第16条 乙の責めに帰すべき事由により契約期間内に本サービスの提供を完了することができない場合、乙は、遅延日数に応じ、支払期限を経過した月額回線使用料にこの契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じて計算した額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 甲の責めに帰すべき事由により、第12条第2項の規定による回線使用料支払いが遅れた場合において、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。
 - 3 前2項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

- 第17条 甲又は乙は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲と乙とが協議して定めるものとする。
- 2 乙は、本サービスの提供開始後において、乙の責めに帰すべき事由により本サービスの提供をしなかったときは、仕様書におけるSLAに定める範囲において、その責めを負うものとする。

(案)

(不可抗力による損害)

第18条 甲又は乙は、予期することのできない自然災害等当事者のいずれの責めにも帰することのできない事由（以下「不可抗力」という。）によって履行の遅延その他の債務不履行が生じた場合であっても、善良な管理者としての注意をしたものと認められる場合には、その責任を負わない。この場合においては、その後の措置について双方協議するものとする。

2 乙は、不可抗力により業務の履行に支障が生じたときは、速やかにその状況を甲に報告したうえで、損害の発生又は拡大を防止するため必要な措置をとらなければならない。

3 甲は、不可抗力により乙の業務の履行が困難であると認められるときは、この契約を解除することができる。

(甲の解除権)

第19条 甲は、乙がこの契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて是正を求める催告後もその期間内にこれを是正しない場合は、乙の責めに帰すべき事由の有無を問わず、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、民法第542条に定めるもののほか、乙に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、乙の責めに帰すべき事由の有無を問わず、何らの催告なしに直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 仕様書に定める履行期間の初日を過ぎても当該提供を開始せず、契約期間内に本サービスの提供が行われる見込みがないと認められるとき。
- (2) 第6条の規定に違反し、この契約により生じる権利または義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 第25条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (5) 監督官庁から営業の取消、停止又はこれに類する処分を受けたとき。
- (6) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき。
- (7) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始又はこれらに類する倒産手続開始の申立てがなされたとき。
- (8) 自ら振り出し、又は裏書した手形又は小切手の不渡り処分を受けたとき若しくは支払停止状態に至ったとき。
- (9) 解散、合併、会社分割又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議をしたことにより、この契約の履行が困難になると認められるとき。
- (10) その他前各号に準ずる事由があるとき。

(談合行為等に対する解除措置)

(案)

第20条 甲は、第19条に定めるもののほか、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の排除措置命令を受け、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 乙が、独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において準用する場合を含む。）の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、当該課徴金納付命令が確定したとき。
- (3) 乙又はその役員等若しくはその使用人その他の従事者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条（第3号を除く。）若しくは第95条第1項（第2号及び第3号を除く。）の刑が確定したとき。

（暴力団排除に係る解除）

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時企業団発注契約に係る契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。以下同じ。）に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙

(案)

がこれに従わなかったとき。

(8) この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

2 前項の場合、乙が損害を被ることがあっても、甲はその責を負わない。

3 甲は、第1項に基づきこの契約を解除しようとするときは、事前にその理由を記載した書面により乙に通知するものとする。

(契約が解除された場合等の違約金)

第22条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第19条から第21条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

2 前条の規定による契約の解除によって、乙に損害が生じた場合において、乙の責めに帰すべき事由がある場合は、甲は、その損害を賠償する責めを負わない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える部分について乙に対し損害賠償を請求することを妨げない。

4 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(予算の減額又は削除に係る契約の解除等)

第23条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、甲の歳出予算の当該金額について減額又は削除があったとき、甲は、この契約を変更又は解除することができる。

(その他の解除権)

第24条 甲は、本サービスの提供が完了するまでの間は、第19条から第21条及び第23条の規定によるほか、必要があるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(案)

きる。

2 乙は、前項に伴う解除により損害が生じたときは、この契約の契約金額を上限としその損害について甲に請求することができる。

3 前項に規定する損害賠償額及びその支払期限は、甲と乙とが協議して定める。

(乙の解除権)

第25条 甲がこの契約に違反し、その違反により本サービスの提供を行うことが不可能となったとき、乙はこの契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その賠償を甲に請求することができる。ただし、その損害賠償額は、この契約の契約金額を上限とする。

3 前項に規定する損害賠償額及びその支払期限は、甲と乙とが協議して定める。

(解除の効果)

第26条 この契約が解除された場合には、第1条に規定する甲及び乙の義務は消滅する。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、乙が既に提供した本サービスの部分（以下「既提供部分」という。）が可分でありそれによって甲が利益を受けると認めた場合には、既に提供された本サービスのうち、甲が利益を受けたと認められる期間について、当該期間に対応する回線利用料（以下「既提供期間相当額」という。）を乙に支払うことができる。

3 前項に規定する既提供期間相当額及びその支払期限は、甲と乙とが協議して定める。

4 前2項の規定にかかわらず、第21条に該当することによりこの契約が解除された場合は、甲は、既提供期間相当額の支払いは行わないものとする。

(契約解除等に伴う措置)

第27条 乙は、契約が解除された場合等において、履行場所等に乙が所有する材料、工具その他の物件があるときは、乙は遅滞なく当該物件を撤去（甲に返還する貸与品については、甲の指定する場所に搬出。以下この条において同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して甲に明け渡さなければならない。

2 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

3 乙のとるべき措置の期限、方法等については、第19条から第21条第1項若しくは第24条第1項の規定により契約が解除された場合等においては甲が定め、第23条及び第25条第1項の規定により契約が解除されたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(案)

る。

(契約不適合責任期間等)

第28条 甲は、引き渡された本サービスに関し、その不適合を知った時から1年以内でなければ契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害賠償額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 甲が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 甲は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。

6 甲は、本サービスの引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求を行うことができない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

(物件の返還)

第29条 甲は、契約期間の終了又は契約の解除によって物件を乙に返還する場合には、物件を原状に復して返還するものとする。ただし、甲と乙とが協議のうえ、現状のままで返還することができるものとする。

(事故報告)

第30条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(臨機の措置)

第31条 乙は、契約の履行に当たって事件及び事故が発生したとき又は発生するおそれのあるときは、甲の指示を受け、又は甲乙間で協議のうえ臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、乙の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を遅滞なく甲に通知しなければならない。

(案)

- 3 甲は、事故防止その他本契約の適正な履行確保のため特に必要があるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が、第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、初期導入費用及び月額回線利用料の範囲内に含めることが適当でないと認められる部分については、甲と乙とが協議して甲がそれを負担するものとする。

(疑義等の決定)

- 第32条 この契約及び奈良県広域水道企業団契約規程と乙が定める約款の規定に齟齬がある場合は、この契約及び奈良県広域水道企業団契約規程の内容が優先されるものとする。
- 2 この契約書に定めのない事項で、約款等に定めがあるときはこれによるものとし、約款等に定めのないときまたはこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえこれを定める。

(特記事項)

- 第33条 この契約の効力は、契約書記載の契約日から生ずるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各一通を保有する。

令和 年 月 日

甲	住所	奈良県磯城郡田原本町大字宮古 404 番地 7
	氏名	奈良県広域水道企業団
		企業長 山下 真
乙	住所	
	氏名	

(案)

別紙

単価表

契約者回線 1 回線ごとに月額

区分	料金額（税抜き）
0.5Mbit/s	〇〇, 〇〇〇円
1Mbit/s	〇〇, 〇〇〇円
2Mbit/s	〇〇, 〇〇〇円
5Mbit/s	〇〇, 〇〇〇円
10Mbit/s	〇〇, 〇〇〇円
20Mbit/s	〇〇, 〇〇〇円